

令和6年度 福島県特別支援教育振興会

いわき支部第2回役員会要項

日 時 令和7年2月13日（木）午後1時30分～

場 所 福島県立平支援学校 視聴覚室

1 開 会

2 支部長あいさつ

福島県特別支援教育振興会いわき支部長 大 谷 明

3 事務局長あいさつ

福島県立平支援学校長 渡部 孝男

4 議長選出

5 議 題

(1) 令和6年度事業中間報告

(2) 令和6年度一般会計中間決算報告

(3) 令和6年度特別会計中間決算報告

(4) 令和7年度事業計画（案）について

(5) その他

6 そ の 他

各学校からの近況報告

7 閉 会

令和6年度 福島県特別支援教育振興会いわき支部事業中間報告

期 日	事 業 名	備 考
令和6年		
5月29日	いわき支部第1回役員会及び総会 特別支援教育事業助成金交付額の内示	平支援学校
6月 6日	令和5年度事業報告、合同会議出席者、支部の 会員数、担当者名を県本部へ送付	県事務局へ (聴覚支援学校)
7月 1日	福島県特別支援学校体育連盟への補助	特別支援学校体育連盟へ
7月 3日	福島県特別支援教育振興会理事会・評議会並び に事務局長合同会議	聴覚支援学校
9月 1日	福島県特別支援教育振興会いわき支部会報34 号の原稿依頼	各校担当者へ
9月19日	特別支援教育事業助成金を交付	各校へ
12月16日	福島県特別支援教育振興会いわき支部会報34 号の発行・発送	会員へ
令和7年		
1月 7日	福島県特別支援教育振興会会報49号の原稿を 送付	県事務局へ
2月13日	いわき支部第2回役員会	平支援学校
3月	福島県特別支援教育振興会会報49号発送	会員へ
”	監査	平支援学校

留意事業

- (1) 生徒・教職員・保護者等の学習・教育・支援活動への補助
- (2) いわき支部ホームページの管理・運営
(校名・在籍数の変更・各種事業関連記事)

令和6年度 一般会計歳入歳出中間決算書

福島県特別支援教育振興会いわき支部

R7.1.15現在

歳入総額 1,305,024 円
 歳出総額 671,366 円
 差引残高 633,658 円

1. 歳入の部 1,305,024 円

款	項	目	予算額(A)	予算流用	決算額(B)	差引残額(B-A)	摘 要
会費収入	会費	会費	650,000		636,000	△ 14,000	千円422口、2千円17口、3千円5口 5千円23口、1万円5口、2万円0口
積立金取崩	積立金取崩	積立金取崩	0		0	0	
諸収入			10		120	110	
	預金利子収入	預金利子	10		120	110	ゆうちょ銀行利子、ひまわり信用金庫利子
	寄附金	寄附金	0		0	0	
	補助金収入	補助金収入	0		0	0	
雑収入	雑収入	0		0	0		
繰越金収入	前年度繰越金	前年度繰越金	670,914		668,904	△ 2,010	
合 計			1,320,924	0	1,305,024	△ 15,900	

2. 歳出の部 671,366 円

款	項	目	予算額(A)	予算流用	決算額(B)	差引残額(A-B)	摘 要
会議費	会議費	会議費	8,000		1,501	6,499	振興会いわき支部役員総会 飲食代 行政財産使用許可に対する管理経費
負担金	負担金	負担金	20,000		0	20,000	
補助及び交付金	補助及び交付金	補助及び交付金	1,000,000		521,875	478,125	特別支援教育助成金4校分(振込手数料含む) 特別支援学校体育連盟助成金(振込手数料含む)
事務費	事務費		215,000		147,990	67,010	
		旅費	15,000		8,925	6,075	特別支援教育振興会県総会旅費(2名分)
		需用費	140,000		121,605	18,395	コピー用紙、封筒、のり代 福島県特別支援教育振興会いわき支部会報 HP用レンタルサーバー代(振込手数料含む)
		通信費	30,000		12,020	17,980	役員会・総会案内、会報発送切手代
		手数料	10,000		5,440	4,560	会費郵便振替手数料
積立金	積立金	積立金	0		0	0	
予備費	予備費	予備費	78,871		0	78,871	
合 計			1,321,871	0	671,366	650,505	

3. 差引残高 633,658 円

4. 科目間の流用を認める。

5. 特別会計残高 100,000 円

寄付金種別 会計一覧表

	2万	1万	5千	3千	2千	1千	金額(千円)	R5合計
いわき支援保護者				1	8	135	154,000	
教職員						95	95,000	¥249,000
いわきほた保護者						15	15,000	
教職員						12	12,000	¥27,000
平支援保護者				2	3	41	53,000	
教職員			1	2	1	103	116,000	¥169,000
聴覚支援平保護者					1	7	9,000	
教職員						14	14,000	¥23,000
その他(企業・一般)		5	22		4		168,000	¥168,000
合計	0	5	23	5	17	422	586	¥636,000
金額(千円)	¥0	¥50,000	¥115,000	¥15,000	¥34,000	¥422,000	¥636,000	
件数	0	5	23	5	17	422		

令和6年度 特別会計(積立金明細)中間決算書

※ゆうちょ銀行の定額貯金として積み立てている。

【ゆうちょ銀行の定額貯金の内容】

預入日	証書額面	備考
平成27年 3月 6日	100,000	
合計	100,000	

※特別会計申し合わせ事項
役員会の承認を得て支出する。

令和7年度 福島県特別支援教育振興会いわき支部事業計画（案）

期 日	事 業 名	備 考
令和7年 5月27日	いわき支部第1回役員会及び総会 特別支援教育事業助成金交付額の内示	平支援学校
6月	令和6年度事業報告、合同会議出席者、支部の 会員数、担当者名を県本部へ送付	県事務局へ (聴覚支援学校)
7月初旬	福島県特別支援教育振興会理事会・評議会並び に事務局長合同会議	聴覚支援学校
9月	福島県特別支援教育振興会いわき支部会報35 号の原稿依頼	各校担当者へ
9月	特別支援教育事業助成金を交付	各校へ
12月	福島県特別支援教育振興会いわき支部会報35 号の発行・発送	会員へ
令和8年 1月	福島県特別支援教育振興会会報50号の原稿を 送付	県事務局へ
2月	いわき支部第2回役員会	平支援学校
3月	福島県特別支援教育振興会会報50号発送	会員へ
〃	監査	平支援学校

留意事業

- (1) 生徒・教職員・保護者等の学習・教育・支援活動への補助
- (2) いわき支部ホームページの管理・運営
(校名・在籍数の変更・各種事業関連記事)

令和6年度 福島県特別支援教育振興会 いわき支部役員名簿

顧問	長谷川 浩一 青木 稔 渡辺 敬夫 小野 哲司
支部長	大谷 明
副支部長	塩 俊昭 (いわき支援PTA会長) 富岡幸夕里 (平支援PTA会長) 芳賀 裕子 (聴覚支援平PTA会長)
監事	新妻 由美 (いわき支援PTA副会長) 清水 ひろみ (平支援PTA副会長)
理事	平方部 : 小野寺 典子 (小名浜方部) (常磐・遠野方部) (内郷方部) 小川・川前方部 : 鈴木 茂信 いわき市外 : 社団法人いわき市医師会 福島県立いわき支援学校 赤坂 剛 福島県立いわき支援学校くぼた校 蓬田 真由美 伊深 智広 (PTA会長) 福島県立聴覚支援学校平校 大和田 浩 福島県立平支援学校 渡部 孝男
事務局長 事務局	渡部 孝男 (平支援学校長) 加藤 賢一 (平支援学校教頭) 松浦 真由美 (平支援学校教頭) 菊池 美喜子 (平支援学校職員) 高木 寛子 (平支援学校職員) 橋本 真心 (平支援学校職員)

福島県特別支援教育振興会いわき支部会則

- 第1条 本会は、福島県特別支援教育振興会いわき支部と称し、事務局を支部長宅に置く。
- 第2条 本会は、いわき地区の障がい児者の教育の充実を図るため、広く市民の理解と協力を得ることに努め、地区特別支援教育の振興に資することを目的とする。
- 第3条 会員は、この会の趣旨に賛同する個人及び団体をもって構成する。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 地区内特別支援教育の充実と振興（施設設備の充実等）
 - 2 卒業後の進路の拡充（共同作業所、青年学級の開設、社会復帰、職場開拓等）
 - 3 啓発運動の推進（見学活動、研究大会の開催、機関紙の発行等）
 - 4 その他、この会の目的達成に必要な事業
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- 支部長 1名 副支部長 3名 理事 若干名 監事 2名
- 第6条 役員を選出は、次の方法による。
- 支部長、副支部長、理事、監事は、総会において選出する。
- 第7条 役員の仕事は、次の通りとする。
- 1 支部長は、この会を代表し、会務を統括し、支部を代表する。
 - 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理し、支部長が欠けたときは、その職務を行う。
 - 3 理事は、この会の企画運営に参画する。
 - 4 監事は、この会の会計を監査する。
- 第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第9条 本会に顧問をおく。
- 1 顧問は、支部長が委嘱する。
 - 2 顧問は、支部長の諮問に応ずる。
- 第10条 本会に、相談役を置くことができる。
- 第11条 総会は、年1回以上とし、次のことを審議する。
- 1 役員を選出
 - 2 会則の撤廃
 - 3 事業計画の承認
 - 4 予算の審議及び決算の承認
 - 5 その他必要な事項
- 第12条 役員会は、必要に応じて開催する。
- 第13条 本会の事務局に、会計及び庶務の担当を置き、支部長が委嘱する。
- 第14条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってあてる。
- 第15条 会費は、個人会費 年額 一口2,000円とし、団体会費 年額 一口5,000円とする。ただし、支部の3学校職員および保護者は一口1,000円とする。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末に終わる。
- 第17条 本会の会則は、総会において出席人員の過半数の賛成を得て改廃することができる。
- 第18条 本会に下記の簿冊を備える。
- 会員名簿、役員名簿、経理簿、会議録、その他必要な簿冊。

付 則

- 1 本会則は、昭和58年11月30日より施行する。
- 2 会則の一部改訂 平成 7年5月25日
平成 8年5月28日
平成20年5月25日
平成22年6月16日
平成25年5月30日